

九州看護福祉大学大学院看護福祉学研究科（修士課程）
精神保健学専攻学位審査基準

1. 学位論文評価基準

修士論文の成績評価に関しては、当該論文が申請者の単著であることを原則とし、かつ申請者以外の論文ないし研究発表の独自性やアイデアを侵害する箇所を含んではいないことを前提とした上で、下記の項目を一般的な審査基準とする。

- (1) 問題意識が明確であり、研究テーマの設定が適切であること。
- (2) 研究の背景が叙述されていること。
- (3) 文献調査や先行研究を着実に踏まえて研究が行われていること。
- (4) 研究方法が明示されており、研究テーマにふさわしい研究方法や論証方法が採られていること。
- (5) 論理展開が一貫しており、説得力があること。
- (6) 独創性や研究の発展性が認められること。
- (7) 研究結果の記述（本文、図、表、引用など）が、著作権、肖像権その他の申請者以外の権利を侵害してはいないこと。
- (8) 研究倫理を遵守したものになっていること。
- (9) 適切な文章表現による論述が行われており、全体として高いレベルで完結性を有していること。
- (10) 前項までの内容が、適切な章立てにより不足なく含まれていること。

2. 審査委員会

- (1) 審査委員会は、精神保健学専攻会議で論文ごとに設置され、研究科委員会の承認を得て、論文の審査にあたる。
- (2) 審査委員会は、指導教員資格者を主査とし、2人以上の副査をもって構成する。また、審査委員として、他の大学院の教員等を加えることができる。
- (3) 主査は、当該論文の審査及び最終試験を総括する。

3. 審査方法

- (1) 論文提出後、最終試験までの査読期間を審査期間とする。
- (2) 審査期間中に、論文の修正指導が必要と判断された場合には、審査委員会の責任のもとで実施する。
- (3) 審査期間中、修士論文作成者による口頭の公開発表を行い、発表要領は専攻会議で決定する。

4. 最終試験

- (1) 各審査委員会において、審査委員全員出席のもとで最終試験を行う。
- (2) 最終試験の審査結果報告書の作成と確認は、審査委員全員で行い、捺印のうえで精神保健学専攻会議に諮り、承認を受ける。
- (3) 審査委員会は、その結果を専攻長を通じて研究科長に提出する。

5. 修士授与の審査

- (1) 審査委員会は、修士論文の審査及び最終試験の結果を研究科委員会に報告し、研究科委員会の議決による修士論文の合否の決定を得る。この際、主査は、審査委員会を代表して、修士論文の要旨と審査状況について説明する。

6. 修士論文の最終確認

- (1) 審査委員会は、完成論文が図書館に収納されるまでの論文に関するすべての責任を負う。ただし、主査が代行することができる。